

第 25 号

工事請負契約の変更について

平成31年2月熊本県議会定例会において議決された松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業第11号工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和5年3月24日まで」を「契約締結の日の翌日から令和5年7月21日まで」に変更することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。